

【別紙2】

宇和島市学生寮配食業務プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

以下の評価項目、細項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	細項目	評価内容	配点
提案内容	従業員の確保・配置	配食業務において、良質及び継続的な従業員が確保できる体制がとられ、従業員は効率的に配置されているか。	10
	衛生管理	施設内の清潔保持対策及び従量員の衛生管理体制がとられているか。	10
	献立作成	献立作成において、工夫・配慮がなされる体制がとられているか。	15
	食材確保	購入食材の産地や新鮮な食材の確保に配慮しているか。	10
	食事提供	料理を作りたての状態で提供できる体制がとられているか。	15
	非常時の対応	食中毒や不測の事態により配食提供ができなくなった場合に適切に対応できる体制がとられているか。	10
事業者状況	経営状況	健全な経営状況となっているか。(自己資本比率・流動比率、固定比率など)	10
業務経費	提案価格	20点×提案者中の最低見積価格÷提案者の見積価格=評価点(※小数点第2位以下四捨五入)	20
合 計			100

2 評価の方法について

- ① 各審査委員の持ち点を合算した値（満点 500 点）の 6 割（満点 300 点）を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ② 客観評価（網掛け部分）については、事務局が提出資料を元に審査を行う。
- ③ プレゼンテーションは、提案者が提案書の説明を 20 分以内で行い、その後、説明に対する質疑応答を行う。
プレゼンテーション終了後、各審査委員は上記の評価項目、細項目及び評価内容に基づき、採点基準に従い、提案者ごとに点数評価を行う。
- ④ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。ただし、評価点が同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者として特定し、さらに見積書の金額も同額の場合は、審査委員会の多数決により受託候補者として特定する。
なお、受託候補者に特定された者が辞退した場合、もしくは実施要領「4. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合は、次点者を受託候補者として特定する。その場合においても最低基準点を満たす者とする。
- ⑤ 提案者が 1 者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。